

# 埼玉県農薬適正使用アドバイザー等認定事業実施要綱

平成 16 年 12 月 6 日決裁

平成 20 年 6 月 24 日改正

平成 25 年 10 月 1 日改正

## (目的)

第 1 農薬の安全かつ適正な使用及び農薬使用状況の記帳を推進するため、農薬の使用に関する助言者として一定の資質を有する者を「農薬適正使用アドバイザー」として認定するとともに、農薬販売店等の職員等のより高度な指導を行う者を農薬指導マスターとして認定することにより、本県における農薬適正使用の推進に寄与することを目的とする。

## (役割)

第 2 農薬適正使用アドバイザー等の役割は次のとおりとする。

### (1) 農薬適正使用アドバイザー

- ア 農薬使用者に対する農薬取締法に基づく、農薬の安全かつ適正使用に関する助言と実践
- イ 農薬使用者に対する農薬登録情報の提供
- ウ 農薬使用者に対する農薬危被害防止に関する助言と実践
- エ 農薬使用者に対する農薬使用の削減に関する助言と実践
- オ 農薬使用者に対する農薬の使用状況の記帳推進と実践
- カ その他、農薬の安全かつ適正な使用の確保に必要な事項

### (2) 農薬指導マスター

- ア 農薬取締法、その他農薬に関する法令の遵守と農薬使用者に対する指導
- イ 農薬の特性及び安全使用、病虫害及び雑草の防除等に関する正しい知識の習得と農薬使用者への指導
- ウ 毒物及び劇物取締法に基づく毒物・劇物の農薬の適正な取り扱いと農薬使用者への指導
- エ 農薬の適正な保管管理と農薬使用者への指導
- オ 農薬の危被害や環境汚染の防止と農薬使用者への指導
- カ その他、農薬の安全かつ適正な使用の確保に必要な事項

## (認定の要件)

第 3 農薬適正使用アドバイザー等の認定の要件は、満 20 歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者で、第 5 による認定試験に合格した者とする。

### (1) 農薬適正使用アドバイザー

- ア 埼玉県内に住所を有し、農業生産に農薬を使用する者

- イ 埼玉県内に所在する農業協同組合に所属する営農指導員
- ウ 埼玉県内に所在する農薬販売店に勤務し、農薬販売に従事する者
- エ 埼玉県内に所在する防除業者の営業所に勤務し、かつ農薬を用いた防除に従事する者
- オ その他、埼玉県知事が認めた者

(2) 農薬指導マスター

(1) のイ～オに該当し、かつ毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物取扱い責任者の資格を有する者

(研修の実施)

第4 知事は、農薬適正使用アドバイザー及び農薬指導マスターの認定を受けようとする者に対し、研修を実施するものとする。

(認定試験の実施)

第5 知事は、研修の修了者に対し、農薬適正使用アドバイザー認定試験、及び農薬指導マスター認定試験を実施するものとする。

(試験の免除)

第6 知事は、県内で農薬販売等に従事している者のうち、満20歳以上で、実務経験がおおむね2年以上であり、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物取扱責任者の資格を有している者で、次の各号のいずれかに該当する者から農薬指導マスター認定の申出があった場合には、農薬指導マスター認定試験を免除することができる。

- (1) 全国農業協同組合連合会長が「防除指導員」として認めた者
- (2) 全国農薬協同組合理事長が「農薬安全コンサルタント」として認めた者
- (3) 他の都道府県で農薬管理指導士等の認定を受けた者

(認定期間及び更新)

第7 農薬適正使用アドバイザー及び農薬指導マスターの認定期間は、研修を受けた次年度の4月1日から3年間とする。

- 2 知事は、認定期間を満了する者が、更なる認定を希望する場合は、研修の全課程を受講することを条件に、試験を免除することができる。

(認定の取消し)

第8 知事は、農薬適正使用アドバイザー及び農薬指導マスターが農薬取締法に違反した場合、その他農薬使用アドバイザー及び農薬指導マスターとしてふさわしくない行為があったと認めた場合には、認定を取り消すことができる。

(認定委員会の設置)

第9 知事は、県の関係職員等で構成する埼玉県農薬適正使用アドバイザー等認定委員

会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 研修カリキュラムに関すること。
- (2) 試験結果の審査に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(農薬適正使用アドバイザーに対する支援)

第 10 知事は、農薬適正使用アドバイザーに対し、その活動を支援するため、農薬の安全使用に関する情報等の提供、助言、指導その他の支援を行うものとする。

(その他)

第 11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。